

平成28年6月15日

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について

中部経済産業局から、金沢市（法人番号 4000020172014）による電気事業法等の一部を改正する等の法律（以下「改正法」という。）附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請に関する、改正法附則第36条の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の承認に係る審査基準」（20160415資第13号。その後の改正を含みます。）における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙の通り中部経済産業局長に意見を回答いたしました。

官 印 省 略
20160609北陸第3号
平成28年6月15日

中部経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について（回答）

平成28年6月9日付け20160606北陸第2号により貴職から当委員会に意見を求められた電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第18条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認の申請については、承認することに異存はありません。